

2024 年度事業計画書

I. 基本方針

輸入秩序を確立し、組合員共通利益の増進と繊維品輸入貿易の健全な発展を図ることを目的に、現下の社会・経済環境の変化に即して、組合としての機能を高め効率的な事業活動に積極的に取り組むこととし、下記の事業を実施する。

II. 現下の環境

日本経済は、2023 年 5 月に新型コロナウイルス感染症法上の位置づけが季節性インフルエンザと同じ「5 類」に移行し行動制限が解除され、個人消費とインバウンド消費に加え、政府による原材料や労務費等の適正な価格転嫁へのバックアップ、賃上げの定着への後押しなどにより、国内景気は緩やかに回復傾向にあるものの、人手不足による経済活動への影響や 2024 年 11 月の米国大統領選、中東情勢、ウクライナ紛争など、先行き不透明感は否めない状況にある。

また、繊維製品の最大の供給国の中国経済は、不動産関連業の低迷、雇用減少と人口減少・少子高齢化による消費マインド停滞、米中対立による輸出入の制限、サプライチェーン見直しによる投資の減少、欧米向け輸出の伸び悩みなどにより鈍化状況にある。

中国で繊維製品の製造に係る企業は、中国からベトナムを中心としたアセアン諸国などへ生産拠点を含めたサプライチェーンの再構築を進めているものの、中国は、自国内で原材料の生産が可能で、高付加価値商品の生産や短納期への対応も可能なことから、依然として我が国への繊維製品の供給国の第 1 位を保っている。

このような状況の中で、2022 年 1 月に先ずは 10 ヶ国による地域的な包括的経済連携(RCEP)協定が発効され、2022 年 2 月に韓国、3 月にマレーシアが発効し、2023 年の 1 月にインドネシア、6 月にはフィリピンが加わり、ミャンマーを除く 14 ヶ国が発効となった。一部の締約国では関税のステージングがあるものの、原産地規則に関してはアセアン諸国との EPA に比べ緩和されており、既存の EPA や LDC 特恵関税制度の併用によって、ベトナムやバングラデシュなどの国々は、我が国へ繊維製品の供給を伸ばしている。

我が国繊維産業は、新型コロナ禍で顕著化した過剰在庫問題、循環型経済への取り組みと推進、サステナビリティやカーボンニュートラル実現の対応などが求められている。こうした環境の下で組合活動の効率性と実効性をこれまで以上に高め、輸入環境の改善や組合員に共通した問題への対応、情報の収集・分析と発信、種々のセミナーや研修会の開催、また、組合員相互及び内外関係機関並びに輸出組合との事業を継続強化し、組合員のニーズに適応した実効的な事業を行う。

III. 2024 年度における主要事業活動

組合員へのアンケート調査結果をもとに本年度は主に次の事業活動を行う。

1. 輸入秩序の維持

輸入秩序の維持のため、繊維輸入に関する情報収集、提供、及び当局や関係業界等との意思疎通、情報交換を行う。また、繊維貿易に係る国際ルールなど関連情報を収集し、組合員へ情報を提供して円滑な輸入取引に資する。

2. 輸入環境の改善に関する活動

- (1) RCEP(地域的な包括的経済連携)協定並びにアセアン諸国や EU との EPA など発効済の EPA に係る諸問題に関する建議
- (2) バングラデシュの後発開発途上国卒業後における EPA 早期締結・発効に関する建議
- (3) EPA に関する情報発信と相談窓口機能強化

- (4) 関税評価制度、関税暫定措置法第8条(加工再輸入減税)等の事務手続きなどに関する建議
- (5) 内外の通関手続きなど貿易に関する手続きの簡素化と運輸・港湾などの物流問題に関する建議
- (6) 輸入繊維製品の品質、安全問題に対する取り組み
- (7) 内外の税制、商標、品質表示や貿易に関する諸制度に関する対策
- (8) 組合員の輸入における共通した問題への対応

3. 内外情報や資料の収集と調査広報

- (1) 中国、ベトナムの繊維産業や関連情報の収集と広報
- (2) アセアン諸国、インド、バングラデシュ等の繊維産業や関連情報の収集と広報
- (3) EPA、FTA等の情報発信と相談窓口機能の強化
- (4) 輸入供給ソースの安定化と多角化に関する調査と情報発信
- (5) 中国、東南アジアからの輸送円滑化のための情報発信
- (6) 輸入繊維製品紹介のための内外展示会における広報
- (7) 日本貿易統計を始めとした各種統計の作成
- (8) 繊維産業におけるCSR(企業の社会的責任)やサステナビリティに関する取り組みや啓蒙活動
- (9) 通関情報処理システムによる輸出入データの代行処理と情報配信

4. 組合員企業の人材育成に資する各種研修会の開催と交流の実施

- (1) WEBを活用、併用した貿易実務、繊維の基礎知識などの研修会並びに各種講演会、説明会、セミナー、港湾見学会などの開催
- (2) 内外の繊維産業関係者による各国繊維産業に関する講演
- (3) 組合員海外駐在員間の意見交換、交流並びにセミナー、研修会の開催
- (4) CSRに関する情報発信と啓蒙活動
- (5) 新年賀詞交歓会など組合員間の交流の促進

5. 海外関係機関等との交流

- (1) 中国紡織品進出口商会との協議の継続
- (2) 中国紡織工業連合会との連携
- (3) ベトナム繊維衣料協会(VITAS)との連携
- (4) 日中韓繊維産業協力会議への参加
- (5) アセアン諸国、インド、バングラデシュ、トルコ等の各国駐日大使館や繊維関係機関等との交流と協力事業

6. CSRへの対応

- (1) 取引適正化の推進
- (2) 「繊維産業における責任ある企業行動ガイドライン」への対応
- (3) 「繊維産業における外国人技能の適正な実施等のための取組」への対応
- (4) 特定技能制度における繊維業の業種追加、および新たな「育成就労」制度創設に伴う関係当局への協力や対応

7. 環境・安全問題対応

- (1) 撥水撥油剤など繊維に関連した化学物質規制等への対応
- (2) カーボンニュートラル、カーボンフットプリント等に関する啓発

8. 物流問題への対応

- (1) 「物流の2024年問題」への対応
- (2) 「繊維産業における物流の適正化・生産性向上に向けた自主行動計画」への対応
- (3) 貿易取引に係るプラットフォームに関する情報収集と発信

9. 内外の展示会への参画

(1) 「ファッションワールド東京 2024（第4回サステナブルファッション EXPO）」への出展

10. 関係当局との折衝及び諮問と国内生産者団体等との交流

11. その他

(1) 組合員が行う関係当局への各種報告等への事務協力

<本年度の事業強化項目>

- (1) SDGs（持続可能な開発目標）など環境対応関連への取り組みや啓蒙活動、セミナーの開催
- (2) 日本繊維産業連盟の「責任ある企業行動ガイドライン」と繊維産業における外国人技能実習の適正な実施と取引適正化の推進への対応と協力
- (3) RCEPなどの我が国と海外諸国との EPA に関する情報発信と相談窓口機能の強化
- (4) 発効済 EPA の協定内容や自己申告制度に関する問題点の明確化及び改善への働き掛け
- (5) 組合員が扱う輸入繊維製品の品質と安全性の確保に資する情報提供や法規制への対応の検討
- (6) 貿易取引に係るプラットフォームに関する情報収集と発信
- (7) 繊維産業における物流問題に関する対応
- (8) 組合員の中国やアセアン諸国での内販拡大に向けた情報の収集と支援
- (9) 日本と中国やアセアン諸国などとの繊維貿易の緊密化に伴い、これらの地域の繊維産業や貿易環境などの調査と輸入の安定と発展のための協力と支援事業
- (10) ベトナムでの組合員駐在員間の情報交換、並びにセミナー、交流会などの開催
- (11) バングラデシュの後発開発途上国卒業後における EPA 早期発効に関する建議
- (12) バングラデシュ関係団体との EPA に係る情報交換および意見交換、並びにバングラデシュ物流調査

以上